

東京都公安委員会告示第 2694 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 18 項並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 10 月 22 日

東京都公安委員会

記

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

別添のとおり

2 送達する書類の名称

別添のとおり

3 公示事項

当公安委員会は、道路交通法第 51 条の 4 第 18 項及び地方税法第 20 条の規定に基づき、前 2 の書類の送達を受けるべき者に対し、当該書類を送付したが、所在が不明のため、送達することができないので、当該書類は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、送達を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

東京都江戸川区東葛西4丁目58-21-105 塚本 信愛	放置違反金納付命令書 (第 30-106-260706-206781)
熊本県熊本市中央区南熊本4丁目3-43 レオパレス幸一109 東 祐太朗	放置違反金納付命令書 (第 30-108-260526-203045)
千葉県野田市清水636-2 郎 浩翔	放置違反金納付命令書 (第 30-108-260623-204890)
東京都港区芝3丁目28-7 総業ジャパン 株式会社	放置違反金納付命令書 (第 30-109-260715-424417)
東京都江戸川区南篠崎町4丁目27-31 株式会社 ShinMirai	放置違反金納付命令書 (第 30-109-260805-203611)
東京都狛江市和泉本町4丁目2-13 株式会社 レンジニアス	放置違反金納付命令書 (第 30-332-260802-201805)
東京都台東区日本堤1丁目22-5 ビジネスホテル山王 浦島 弘樹	放置違反金納付命令書 (第 30-436-260707-406242)
東京都台東区日本堤1丁目22-5 ビジネスホテル山王 浦島 弘樹	放置違反金納付命令書 (第 30-436-260715-406244)
東京都台東区日本堤1丁目22-5 ビジネスホテル山王 浦島 弘樹	放置違反金納付命令書 (第 30-436-260724-406247)
東京都台東区日本堤1丁目22-5 ビジネスホテル山王 浦島 弘樹	放置違反金納付命令書 (第 30-436-260730-437053)
東京都江戸川区鹿骨1丁目33-8 岩下 拓夢	放置違反金納付命令書 (第 30-440-260613-403053)
東京都江戸川区鹿骨1丁目33-8 岩下 拓夢	放置違反金納付命令書 (第 30-440-260618-402103)
茨城県土浦市荒川沖240-3 アステール3 101 池口 翔ヘンリ	放置違反金納付命令書 (第 30-550-260802-205155)
東京都港区海岸3丁目16-1 株式会社 WING引越センター	放置違反金納付命令書 (第 30-668-260731-205651)
東京都小金井市貫井南町4-21-3 ROY NEIL GRENVILLE	放置違反金納付命令書 (第 30-890-260615-445038)

- 1 この処分に不服がある場合は、道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3項の規定により、本揭示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、送達日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

東京都荒川区西日暮里2-7-18 Yu&I raven 株式会社	督促状 (第 30-106-260408-408213)
東京都港区東新橋1丁目10-2 株式会社シュガコン内 株式会社LaVienna	督促状 (第 30-106-260609-210424)
埼玉県川越市今泉141-1-6-401 夏目 和平治	督促状 (第 30-108-260623-201128)
北海道札幌市中央区北19条西14丁目1-33 立花 義浩	督促状 (第 30-111-260423-208939)
東京都渋谷区上原2丁目3-5 株式会社Hug内 株式会社コペルマネジメント	督促状 (第 30-331-260515-208410)
福岡県福岡市中央区今泉1丁目5-1-201 エンクレスト天神TERRACE 有吉 龍太郎	督促状 (第 30-435-260806-204092)
京都府京都市北区衣笠高橋町4-1 ZHU YINGJIE	督促状 (第 30-436-260618-212820)
東京都江東区塩浜2丁目18-2 スカイメディア 株式会社	督促状 (第 30-437-260614-409133)
神奈川県横浜市中区伊勢佐木町5丁目127 鳳凰商事 株式会社	督促状 (第 30-440-260602-202091)
東京都文京区湯島3丁目16-13-501 株式会社 オルディス	督促状 (第 30-773-260614-405315)

- 1 この処分に不服がある場合は、道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3項の規定により、本掲示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、送達日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。